

第6回総務文教小委員会 次第

日 時： 平成16年2月25日（水） 午後2時00分から

会 場： 一宮地場産業ファッションデザインセンター 2F 第1会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 協議事項

協議総文第23号 電算システム事業について (資料1)

(2) 提案事項

協議総文第24号 一般職の職員の身分の取扱いについて (資料2)

協議総文第25号 慣行の取扱いについて (資料3)

(3) 議会の議員の報酬について

3 その他

総務文教小委員会の日程について (資料4)

4 閉 会

電算システム事業について（協定項目第23-3号）

電算システム事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	電算システム事業
調整方針	電算システム事業については、システムの統合を図り、住民サービスの低下を招かないよう調整するものとする。

協 議 状 況	
提 案	平成16年 1月23日
協 議	平成16年 2月25日
確 認	平成 年 月 日

一般職の職員の身分の取扱いについて（協定項目第10号）

一般職の職員の身分の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	一般職の職員の身分の取扱い
調整方針	<p>(1) 尾西市、木曾川町及び尾西地方特定公共下水道管理組合の一般職の職員は、すべて一宮市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 尾西市、木曾川町及び尾西地方特定公共下水道管理組合の一般職の職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、一宮市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとする。なお、給料については、現給を保証する。</p> <p>(3) 職員数については、定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>(4) 一般職の職員の職名、職階等は3市町の長が別に協議して定めるものとする。</p>

協議状況	
提案	平成16年 2月25日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

慣行の取扱いについて（協定項目第19号）

慣行の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	慣行の取扱い
調整方針	慣行の取扱いについては、原則として新市において検討するものとする。ただし、市章については、一宮市の市章とするものとする。

協議状況	
提案	平成16年 2月25日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

資料 4

総務文教小委員会の日程について

今後予定されている会議は下記のとおりとする。

回	日 程	場 所
7	3月25日(木) 午後2時	一宮市役所 2階大会議室

協 議 附 属 資 料

<協議総文第24号 10 一般職の職員の身分の取扱い>

平成16年2月25日

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

総務文教小委員会

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 人事分科会

協議項目	一般職の職員の身分の取扱い								
調整方針(案)	(1) 尾西市、木曾川町及び尾西地方特定公共下水道管理組合の一般職の職員は、すべて一宮市の職員として引き継ぐものとする。 (2) 尾西市、木曾川町及び尾西地方特定公共下水道管理組合の一般職の職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、一宮市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとする。なお、給料については、現給を保証する。 (3) 職員数については、定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 (4) 一般職の職員の職名、職階等は3市町の長が別に協議して定めるものとする。								
項目	一宮市			尾西市			木曾川町		
1. 職員数	市長部局		1,360人	市長部局		318人	町長部局		187人
	病院		769人	病院		154人	病院		104人
	水道・下水		189人	水道・下水		26人	水道		9人
	議会		13人	議会		5人	議会		3人
	監査		7人	監査		2人			
	教育委員会		210人	教育委員会		44人	教育委員会		25人
	消防		266人	消防		66人	消防		42人
	計		2,814人 (H15.4.1)	計		615人 (H15.4.1)	計		370人 (H15.4.1)
2. 給料表	行政職1	11級制	1,695人	行政職1	9級制	410人	行政職1	8級制	252人
	行政職2	6級制	424人	行政職2	4級制	70人	行政職2	3級制	16人
	医療職1	5級制	76人	医療職1	4級制	14人	医療職1	4級制	11人
	医療職2	7級制	87人	医療職2	7級制	25人	医療職2	6級制	18人
	医療職3	6級制	532人	医療職3	6級制	96人	医療職3	3級制	73人
	計		2,814人 (H15.4.1)	計		615人 (H15.4.1)	計		370人 (H15.4.1)
3. 級別職務分類	一般行政職(行政職1) ※代表的な職名を記載			一般行政職(行政職1) ※代表的な職名を記載			一般行政職(行政職1) ※代表的な職名を記載		
	11級	部長		9級	部長		8級	部長	
	10級	次長		8級	課長		7級	課長	
	9級	課長		7級	課長補佐		6級	課長補佐	
	8級	課長補佐		6級	課長補佐		5級	係長	
	7級	係長		5級	係長・主査		4級	主任	
	6級	係長		4級	主事		3級	主事	
	5級	主任		3級	主事		2級	主事	
	4級	主事		2級	主事・事務員		1級	主事	
	3級	書記		1級	事務員				
	2級	書記・事務員							
	1級	事務員							

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町
4. 初 任 給	一般行政職(行政職1)	一般行政職(行政職1)	一般行政職(行政職1)
	大学卒 178,400円	大学卒 178,400円	大学卒 171,500円
	短大卒 155,000円	短大卒 155,000円	短大卒 155,000円
	高校卒 144,000円	高校卒 144,000円	高校卒 144,000円
	(H15. 4. 1)	(H15. 4. 1)	(H15. 4. 1)
5. 平均年齢及び 平均給料月額	一般行政職(行政職1)	一般行政職(行政職1)	一般行政職(行政職1)
	平均年齢 42歳7月	平均年齢 43歳8月	平均年齢 40歳10月
	平均給料月額 355,000円	平均給料月額 333,800円	平均給料月額 310,400円
	(H15. 4. 1)	(H15. 4. 1)	(H15. 4. 1)

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 人事分科会

協議項目	一般職の職員の身分の取扱い		
先進事例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	廿日市市	H15. 3. 1	(1) 佐伯町及び吉和村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定により、すべて廿日市市の職員として引き継ぐものとする。 (2) 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、廿日市市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、3市町村の長が別に協議して定める。
	新発田市	H15. 7. 7	豊浦町の定数内の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、新発田市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。
	田原市	H15. 8. 20	1 赤羽根町の一般職の職員は、すべて田原町の職員として引き継ぐものとする。 2 赤羽根町の一般職の職員の給与、任免、配置その他の身分の取扱いについては、田原町の職員との均衡を考慮して公正に取り扱うものとする。 3 職員数については、定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 人事分科会

協 議 項 目	一般職の職員の身分の取扱い
関 係 法 令	<p>◎市町村の合併の特例に関する法律(抄) (職員の身分取扱い) 第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。 2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。</p> <p>◎地方公務員法(抄) (一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員) 第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。 2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。 3 特別職は、左に掲げる職とする。 (1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職 (1)の2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職 (1)の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職 (2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの (3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職 (4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの (5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職</p>

協 議 附 属 資 料

< 協 議 総 文 第 2 5 号 1 9 慣 行 の 取 扱 い >

平成16年2月25日

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

総務文教小委員会

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 総務・選挙、企画、社会教育分科会

協議項目	慣行の取扱い			
調整方針(案)	慣行の取扱いについては、原則として新市において検討するものとする。ただし、市章については、一宮市の市章とするものとする。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1. 市(町)の花・木	花：ききょう 昭和46年9月1日市民投票により制定 木：くろがねもち 昭和49年9月1日市民投票により制定	花：サツキ 昭和49年12月、市制20周年を記念し一般公募により制定 木：カシ 昭和49年12月、市制20周年を記念し一般公募により制定	花：すいせん 昭和61年3月24日住民アンケートにより制定 木：もくせい 昭和61年3月24日住民アンケートにより制定	新市発足後、花・木以外の項目(鳥・魚等)も検討し、必要な項目について市民の意見を聞きながら決定する。
2. 市(町)歌等	市歌 昭和11年9月1日制定 シンボルソング「人・街・未来へ」 市制80周年を記念し、平成13年9月1日制定。歌詞は公募。	市制定歌 「とよはたぐものうた」 昭和33年制定	「木曾川音頭」 昭和33年6月6日制定	新市発足後、新市歌の制定も含め検討する。
3. 市(町)民憲章	趣旨 「思いやりのまち一宮」をつくることをめざし定めた。 昭和53年3月13日制定 わたしたちのまち一宮市は、木曾の清流と豊かな尾張平野にはぐくまれ、先人のたゆまぬ勤勉と努力により、伝統あるせんいのまちとして繁栄してきました。 わたしたちは、この輝かしい歴史に誇りをもち、郷土の発展をねがって、あたたかい心で、「思いやりのまち一宮」をつくることをめざし、この憲章を定めます 1. 青少年が希望をもって、のびやかに育つまちを、つくりましょう。 1. だれもが安心して暮らせる、福祉のまちを、つくりましょう。	趣旨 「心豊かなふれあいのまち尾西市」をつくることをめざし定めた。 昭和54年11月3日制定 わたしたちのまち尾西市は、木曾の清流にはぐくまれた、みのり豊かな濃尾平野に、毛織物のまちとして発展してきました。 わたしたちは、このまちの市民であることに誇りと責任を持ち、輝かしい伝統の上に新しい時代のいぶきを加え、より「心豊かなふれあいのまち尾西市」を築くため、この憲章を定めます 1. 自然を愛し、清潔な住みよいまちをつくりましょう。 1. 青少年の、夢と希望のふくらむまちをつくりましょう。	昭和61年3月24日制定 わたくしたちのまち木曾川町は、古くから木曾の清流にはぐくまれ、先人のたゆまぬ努力と勤勉によって繁栄してきました。 わたくしたちは、この輝かしい歴史に誇りをもち、文化の香り高い快適で住みよい郷土の発展を願って、ここに憲章を定めます。 1. 自然を愛し緑を育て、やすらぎのあるまちをつくりましょう。 1. 健康で心豊かな、明るいまちをつくりましょう。	新市において検討する。



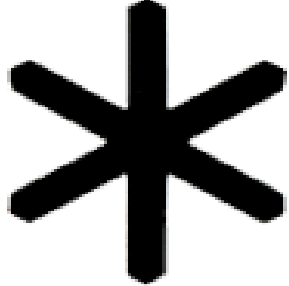
一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
	<p>1. 緑の環境のなかに、産業がのびるまちを、つくりましょう。</p> <p>1. 災害や事故のない、安全で健康なまちを、つくりましょう。</p> <p>1. 教育と文化のかおり高い、うるおいのあるまちを、つくりましょう。</p>	<p>1. まごころを大切に、あたたかいまちをつくりましょう。</p> <p>1. おもいやりのある、豊かな福祉のまちをつくりましょう。</p> <p>1. すこやかで、幸せな家庭と伸びゆくまちをつくりましょう。</p>	<p>1. 互いに助けあい、明るく住みよいまちをつくりましょう。</p> <p>1. 楽しく働き、豊かな活力あるまちをつくりましょう。</p> <p>1. 教養と文化を高め、心豊かなまちをつくりましょう。</p>	
<p>4. 宣 言</p>	<p>一宮市平和都市宣言 平成 7年9月25日</p> <p>豊かな自然と歴史にはぐくまれたわたしたちのまちは、平和に満ちた思いやりのあるまちづくりをめざして着実な歩みを続けております。</p> <p>しかし、先の大戦では、2度の空襲によって市街地のほぼ8割を焼失し、数多くのかけがえのない人命を失うという、まことに痛ましい苦難の時代を過ごしました。</p> <p>また、わが国は、世界で初めての核兵器による惨禍を被りました。</p> <p>わたしたちは、こうした戦争の悲惨さと平和の尊さに思いをいたし、それを新しい世代に伝えていかなければなりません。</p> <p>一宮市は、戦後50年の節目の年にあたり、戦争のない世界、核兵器のない世界の実現、そして、恒久の平和に向けて努力することを決意し、ここに「平和都市」であることを宣言します。</p> <p>交通安全都市宣言 昭和36年9月27日</p> <p>わが一宮市は、交通量のもっとも多い国道22号線が市の中心を南北に走り、東海道線・名鉄本線・尾西線・東一宮線・その他近郊に通ずるバス路線等の交通機関は市内を縦断、横断または循環し、更に近時陸運の発達に伴ないとみに激増した諸種自動車の幅輳は実に目にあまるものがある、いたるところに交通地獄を現出している。</p>	<p>非核平和都市宣言 昭和60年9月28日</p> <p>世界の恒久平和は、人類共通の願望である。しかるに米・ソ超核大国による核軍拡競争は、拡大均衡を目指すという口実でますます激化し、世界の平和と安全に重大な脅威と危機をもたらしている。</p> <p>我が国は、世界唯一の核被爆国として、この地球上に広島、長崎の惨禍を再び繰り返してはならないと訴えるも尾西市は、平和憲法の精神にのっとり、「非核三原則」を厳守し、あらゆる核兵器の廃絶は人類にとって緊急かつ死活的な課題であり、全世界に強く訴え、核兵器の全面撤廃と軍縮を推進し、もって世界の恒久平和達成を目指すものである。</p> <p>ここに尾西市は「非核平和都市」を宣言する。</p> <p>宣言なし</p>	<p>平和都市宣言 平成7年3月22日</p> <p>悠久の木曾の流れ 実り多き尾張野 門間遺跡から出土した 古代の琴の音 は この地で 恒久の平和を奏でてきたかに思われます。この地で 私たちは今 “心の時代”を迎えました。</p> <p>争いを越え 人間本来の死生を 見つめる時代です。幾多の戦争で散っていった生命が私たちに いのち永かれと命じます。尾張野に生きとし生けるもの すべてに永遠の平和がもたらされるよう 尾張野に住む者自身が 生命の尊厳を謳わなければなりません。</p> <p>幸いわが国は 世界をリードすべき平和への理念を持ち得ています。私たちは 実り多きこの地から 世界の人々に呼びかけます。日本とともに 平和への道に 踏み出しましょう。</p> <p>この尾張野の声を 平和都市・木曾川町の宣言とします。</p> <p>宣言なし</p>	<p>新市において検討する。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
	<p>こうした現状から交通事故は1日平均3件以上という県下最高を記録し「交通禍の街」と化している。</p> <p>そのうえ名神高速道路をはじめ、国鉄新幹線、名岐バイパス道路の貫通を目睫にひかえ、交通禍の脅威は、ますます増大するものと思われる。</p> <p>よって、市制40周年を迎えたのを機として、これら交通禍の絶滅を期し、ここに市民の総力を結集して、次の構想のもとに強力な施策を全市的に推進させるため、ここに一宮市を「交通安全都市」とすることを宣言する。</p>			
	<p>あかるい青少年都市宣言 昭和41年3月23日</p> <p>人口20万余をかぞえるわが一宮市は、年間2千余億円にのぼる繊維製品を生産し、逐年発展の一途をたどりつつあるが、その原動力をなす6万有余の勤労青少年と、小中高等学校に在学する3万5千の児童生徒を合わせると、全市民の半ばを占める多数となり、まさに、「青少年の街」と称しても過言ではない。</p> <p>さらに、年々県外県内各地から数千名の働く青少年を迎え、よりよい青少年を育成しようとする市民の関心は、きわめて深いものがある。</p> <p>次代をにない、本市将来の発展の基礎をつちかうこれら青少年が、健やかに育ち、自らよく学び、人格の形成につとめ、常に自己の勤めに精励し、強くたくましい心身を育て、将来に向けてあかるく大きな夢を抱き、あかるい街づくりに励むよう、市民の総力を結集して、各方面にわたり強力な施策を全市的に推進するため、ここに一宮市を「あかるい青少年都市」とすることを宣言する。</p>	<p>宣言なし</p>	<p>青少年健全育成の町宣言 昭和40年 宣言文なし</p>	

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
5. 市(町)章	<p>市章図柄</p> 	<p>市章図柄</p> 	<p>町章図柄</p> 	<p>各項目の調整方針 一宮市の市章とする。</p>
	<p>説 明 真清の鏡(五鈴鏡)を図案化したもの (中央の鈕で一を五鈴で宮の字を表わす)</p>	<p>説 明 尾西の尾の字を図案化したもの</p>	<p>説 明 昭和35年に公募により、木の字を図案化し、団結、発展、平等を表現し、伸び行く木曾川町の姿を簡潔に表わしたもの</p>	
	<p>大正11年10月2日告示</p>	<p>昭和30年6月1日告示</p>	<p>昭和35年12月20日告示</p>	

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 総務・選挙、企画、社会教育分科会

協議項目	慣行の取扱い		
先進事例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	山県市	H15. 4. 1	<p>(1) 市民憲章、市章、市の花、市の木及び宣言は、新市において調整する。</p> <p>(2) 市民の歌、市民の踊りについては新市において検討する。</p> <p>(3) 伊自良村及び美山町の歌はそれぞれの地域の歌とし、伊自良村及び美山町の踊りは、それぞれの地域の踊りとする。</p> <p>(4) 市のキャラクターマーク及びキャッチフレーズについては、新市において検討する。</p> <p>(5) 伊自良村のキャラクターマーク及びキャッチフレーズについては、伊自良地域のキャラクターマーク及びキャッチフレーズとする。</p> <p>(6) 共同声明については、新市において検討する。</p>
	新発田市	H15. 7. 7	<p>豊浦町民憲章は、豊浦地区の憲章として伝承していく。</p> <p>豊浦町の豊浦音頭については、豊浦地区の音頭として伝承していく。</p> <p>豊浦町の木、花については、豊浦地区の推奨の木、花として伝承していく。</p> <p>成人式は、平成16年3月の成人式から新発田市の制度を適用する。</p> <p>ただし、平成15年の豊浦町成人式については、8月14日に豊浦地区成人式として実施する。</p> <p>宣言は、新発田市の宣言を適用する。</p>